

三商レポート

第三十八話「貸金業法改正」

～多重債務者は減らせても～

(株) 三商 内藤 雄

消費者金融の利用者は 1,400 万人（高齢者と子供を除くと国民の 7～8 人に 1 人が利用していることになる）。5 件以上の借入者は 230 万人。これらの平均借入総額は 230 万円。消費者金融は銀行から年 2% 前後で借入し、その金を年 24%～29.2% で貸付けて利益を得ている。銀行も消費者金融と手を組み、与信と回収を消費者金融にまかせ手を汚さずに利益を得てきた。消費者金融は、他社との競争の中で焦げ付きリスクを高金利でカバーしながら貸付総額を増やしてきた。こうした中で、過剰な広告・高金利・過剰な貸付・苛酷な取立て（4K）が社会問題化されていた。最初は収入の減少を補うためや買い物のための借入が、次第に借金返済のための借入になり借金が膨れ上がっていく。厳しい取立てから逃れるための自己破産者は、バブル崩壊後 186 万人もいる（同じく、国民の 54 人に 1 人が破産したことになる）。借金が原因の自殺も増え続けている。こうした状況にメスが入り、2007 年 12 月に「貸金業法」が成立した。

改正には 3 つの柱がある。第 1 は、上限金利の引下げによる金利負担の軽減。利息制限法を超えても有効とされてきた 29.2% のグレーゾーン金利を撤廃し、金利は利息制限法の 20% を上限とする。第 2 は、総量規制を導入しての過剰貸付けの抑制。業者は、信用情報機関を整備し、借り手の返済能力を十分に把握する必要がある。そして、貸金業者からの総借入額が年収の 3 分の 1 を超えるときは原則として貸付を禁止する。第 3 に、貸金業者の業務の適正化。参入規制や貸金業協会の機能強化による広告の自主規制やリボルビング契約の見直しや取立て規制の強化など。こうした改正により、消費金融業者から借入する多重債務者は減ると期待されている。

しかし、今回の貸金業法改正の対象は貸金業者・ノンバンク・クレジット・信販会社などである。銀行は対象外である。また、「住宅資金貸付契約等」や「顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」は、年収の 3 分の 1 を超えても除外されている。例えば、内閣府令によれば①住宅ローンや有価証券担保貸付や自動車担保ローン②緊急の医療費のための貸付（返済能力がある場合）など。これらには合理性もある。ただし、③売却予定不動産により返済できる貸

付（居宅その他生計維持に不可欠な不動産を担保にする場合には、売却手続きに入っている場合のみ。その他の場合は、返済能力と顧客の同意がある場合）
④顧客に一方向的に有利となる借換え（1回の返済額・返済総額が減少し、追加担保・保証なしの場合。いわゆる「一本化」「おまとめローン」）⑤配偶者と併せた年収の3分の1以下の貸付（配偶者の同意が必要）⑥個人事業者向けの貸付（返済能力がある場合）などの除外例は、必要性はあるものの、貸す側による悪用の余地がある。銀行等のカードでの買い物に規制がないのも疑問である。

貸金業法の改正で、無担保の多重債務者は減ると期待したい。しかし、貸す側は貸さなければ収益が上がらない。また、借りなければやっていけない人達がいる。法改正によっても、借金の問題はなくなるならない。

(2007. 8. 6)